

# 所得税確定申告と市県民税申告のお知らせ

申告期間 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

## ■所得税の確定申告が必要な人

令和7年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人は所得税の確定申告が必要です。

### 《給与収入がある場合》

- ・給与の収入額が2千万円を超える人
- ・主たる給与以外の給与収入と、その他の所得の合計額が20万円を超える人
- ・年末調整をされていない人など

### 《給与所得がない場合》

- ・営業・農業・不動産・譲渡などの所得の合計額が、所得控除の合計額を超える人



## ■市県民税申告が必要な人

- ・国民健康保険に加入されている人（令和7年中に所得が全く無かった人も含みます）
- ・営業・農業・不動産・譲渡などの所得があった人
- ・勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得以外に所得がある人（所得税の確定申告をされた人を除きます）

## ■確定申告や市県民税申告の際に、提示や提出をしなければならない書類があります。

申告の直前になって慌てることのないよう、下記の書類は大切に保管しておいてください

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| ・マイナンバーカード（未作成の場合は通知カード）                | ・給与、公的年金等の源泉徴収票       |
| ・生命保険や個人年金、地震保険の保険料控除証明書                | ・住宅ローン残高証明書           |
| ・医療費や医療品等に関する明細書、もしくは領収書                | ・寄附先から発行される寄附金受領証明書など |
| ・配当や保険の一時金・満期返戻金の通知書、その他収支計算の根拠となる領収書など |                       |

## 申告にあたっての注意点

### 《給与所得者の人へ》

勤務先での年末調整はお済みでしょうか？保険等の控除の漏れや扶養人数に誤りはありませんか？勤務先で年末調整がされていない場合、確定申告が必要です。

### 《年金所得者の人へ》

年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、実際に天引きされている人以外は控除として計上することができませんので、注意ください。

### 《障がい等の控除について》

ご自身または扶養親族に障がい等がある場合で、勤務先または年金支払者へ障がいの申告をされていない人は、確定申告を忘れないようにしてください。

## 扶養控除の重複にご注意ください

家族内で複数の人が同じ人を扶養控除にすることはできません。合計所得金額が58万円以下の扶養親族を誰が扶養として申告するのか、家族でよく話し合っておきましょう。

## 申告作成相談には事前予約が必要です

令和8年1月中旬より市ホームページのオンライン申請等総合窓口サイト内で事前予約を開始します。詳細については、広報郡上1月号でお知らせします。